

第21回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日 時 令和7年3月10日(月)

午前8時54分～午前10時46分

2.場 所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

第21回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年3月10日(月) 午前8時54分～午前10時46分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 3月の農業相談委員

4番	林	長輝	委員
5番	原田	利春	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)

③ 農用地利用集積計画の承認について

(中間管理事業)

④ 非農地の判断について

(2) 報告案件

① 公共事業に関する農地転用の届出について

② 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 令和7年度最適化活動の目標の設定等の案について

② 委員報酬の積立額の変更および支払回数の変更について

③ 潮抜きについて

④ 視察研修について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 濱田 美孝

事務局職員 山下 啓輔

事務局職員 杉本 千晴

開 会 8 時 5 4 分

議長

それでは本日の出席委員は農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第21回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は4番林長輝委員、5番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条の規定による許可申請1件、農地法第5条の規定による許可申請1件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が鬼津にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が同じく鬼津にお住まいの●●●●氏です。申請地が3ページの字図にありますように大字鬼津字小鳥掛3642番で、地目は田、面積は396㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由は規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は80,372㎡で農業に従事しているため特段問題はないものと思われま

す。続きまして議案書の4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてです。

譲受人が福岡市博多区に事業所を置きます●●●●●●●●●●株式会社 代表取締役●●●●氏、譲渡人が広渡にお住まいの●●●●氏です。申請地が6ページの字図にありますように大字広渡字前田1219番で、地目は田、面積は73㎡です。農地区域が農業振興地域外で土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地です。また隣接する雑種地の1220番1と宅地の1228番2と一体利用するため面積は合わせて879.25㎡となります。

申請理由は事業所建て替えに伴う施設の拡張となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

す。

営農の支障についても生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7 ページが事業計画書です。事業の目的は事業所の建設で、造成工事を令和7年5月に着工し、令和7年9月に終了、10月から営業開始となっております。

給水計画は公共上水道となっております。

8 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「4段ブロックを設置すること」となっております。

9 ページが現況平面図です。太枠で囲っている部分が申請地です。西側が道路に面しており、東側に一体利用する既存の事業所があります。また既存の事業所と申請地の間にはコンクリートブロックが設置してあり、既存の事業所の周囲を囲むようにブロックが設置してあります。

10 ページが土地利用計画図および排水計画図です。一番北側のプレハブを撤去して、同じく北側に事業所を作る計画となっております。新しい事業所を建てる際に既存の事業所と申請地の境界にあるコンクリートブロックを撤去し、敷地の拡張を行います。拡張部分は出入口を避けてコンクリートブロックを新たに設置する計画です。

また、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は西側の道路の公共下水道へ接続する予定となっております。

11 ページが縦横断図です。表面を均す程度で盛土はありません。また、コンクリートブロックで土留め工事を行う予定です。

12 ページが事業所の平面図、13 ページが事業所の立面図です。

14 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者にはすべて承諾を得ております。

続きまして23 ページをお開きください。

報告案件①公共事業に関する農地転用の届出についてでございます。届出人が遠賀町で届出の土地が25 ページの字図にありますように、大字尾崎字内牟田1132番の一部で、地

目は田、面積は390.9㎡です。

土地の所有者は●●●●氏で、申請理由はため池整備事業に伴い築造した仮設道路の一部を町道とするためとなっております。この案件は令和4年9月に公共事業の一時転用の届出で出されたものに関する案件で、高山池の整備に伴い一時的に周辺農地に仮設道路を築造していましたが、今回整備が完了し、農地に戻す際に一部の仮設道路を町道としてそのまま残すため転用を行うものです。町道として残した道路は、高山池の管理をするための道路として利用する予定です。なお、本来なら転用申請が必要な案件ですが、公共事業に関連した農地の転用で許可不要と判断し届出を受理しております。

26ページが現況平面図です。工事に伴い南東側に仮設道路が作られており、北西側には盛土等がしてあります。

27ページが土地利用計画図です。南東側に仮設道路があり、太く囲っている部分が今の仮設道路です。今回その部分を町道として残す計画です。その他の部分については農地に戻す計画です。

28ページが縦横断図です。こちらは今の仮設道路の現況の縦横断図です。仮設道路をそのまま残しますので縦横断図も現況と変わらず、特に盛土、切土はございません。

次の議案ですが、急きよ追加させていただきました議案となりまして、まず次第の議事を変更しておりますので、お手元にお配りしておりますものをご覧ください。付議案件④非農地の判断について、ページ数は別紙と記載しております。

他に「非農地の判断について」という資料も付け加えております。今からご説明させていただく案件については、付議案件④のホチキス止めの資料と、「第3非農地証明書の発行基準について」という1枚紙をご覧ください。

それでは付議案件④非農地の判断についてでございます。こちらは非農地として承認を求めるものです。該当地については、ページを振っておりませんでしたので、3枚目の字図をご覧ください。今回の非農地の該当地は3枚目の字図にございますように大字虫生津字庄田170番、地目が田、面積が2,831㎡です。農地の種別は農業振興地域内非農用地の無

指定で第1種農地です。この土地の概要についてご説明します。1枚目の②該当地の概要についてをご覧ください。こちらの農地が複雑になっておりまして、上から変更が起こった事由、その下が地目、その下が所有者、その下が登記簿上の所有者、その下が土地の状態ということで経緯をご説明いたします。まず一番初めが昭和46年7月に農地法の5条申請の許可が下りて貸家6棟の計画で許可が出ている農地です。ただしこちらは計画が実現せず、農転が完了しなかったため、田のまま残っております。一番初めの所有者はAさんで、農地法第5条の許可が出て、その後、Bさん・Cさんが土地を購入し、所有者となっております。登記簿もここでBさん・Cさんに所有者が変えられております。土地の状況は農地のままです。次に平成2年に土地を売却しておりまして、この時は農地法上の申請はありませんでした。農地法上の申請が無いため地目は田のまま、所有者がDさんになりました。農地法上の許可がないため、所有者の登記簿は変更できず、そのままBさん・Cさんが所有者で、土地の状態も農地のままです。次に平成9年にまた土地を売却しており、この時も農地法上の申請はございませんでした。地目は田のまま所有者がEさんに変更になり、登記簿は農地法上の許可がないためBさん・Cさんのままです。この時に購入したEさんが土地を造成しその後植林をしております。そして今現在、大体2月末くらいの出来事ですが、Eさんが事業者Fへ土地の一部を貸し出してしております。これも農地法上の申請はありません。貸し出しなので所有者はEさんのままで、一部賃貸借により事業者Fに一部貸し出している状況です。これも農地法上の許可がないため、登記簿上の所有者はBさん・Cさんのままです。現在の土地の状態は、植林後に林となっている部分と、今回事業者Fに貸し出して、事業者Fが一部造成工事を行っている最中という状況です。

長いこと農地として使われていなかったという現状もあり、こちらの農地を非農地として判断したいと思っております。非農地の判断基準ですが、参考資料としてつけております紙をご覧ください。非農地証明を出す時の発行基準で、(2)アからカまでの条件がありますが、これを満たしていれば会長、副会長、地元の農業委員さんの承認および現場の確認を

伴い、農地をずっと使われていない非農地として非農地証明発行することができる基準です。今回の判断はこれに則る形でさせていただこうと思っています。ポイントとしましてはア非農地化後20年以上経過していること。あと少し細かい区分はありますが、農用地でないこと。公共の土地改良事業など公共投資の対象となった農地でないこと。集団性のある優良農地でないこと。この辺がキーポイントとなります。また、非農地判断についての資料に戻っていただきまして、4枚目の平成11年の航空写真をご覧ください。これが平成11年で20年以上前の写真になりますが、この時すでに造成工事が行われており、農地の周囲が擁壁で囲われて、道路高と同じ高さに造成されています。もちろん農地として使われておらず、この時から他の農地と分断されている形となっております。

次に平成23年の航空写真をご覧ください。この時から植林をしているようで、今はこの時植えた木が大きくなり、林となっている状況です。

今回、非農地化後20年以上経っており、ずいぶん前から造成工事、擁壁で囲われているため、他の農地とは切り離されている農地と判断しまして、非農地判断をさせていただこうと思います。地区の承諾につきましては農業委員さん、推進委員さん、生産組合長さんに承諾をいただいております。非農地判断後、この土地の所有者と今回工事をしているところと協議を行いながら、周りの農地に迷惑がかからないような条件付けをしていきたいと思っています。あとで現場を見に行くので、その時に色々と見ていただき判断をしていただきたいと思っています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 7 分

再開 10時 26分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
この案件については●●●●委員が当事者となりますので●●委員は退出されています。

議長 では地区担当の秦公美委員から報告をお願いします。

推進委員 (1番) 特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。

～ ●●委員入室 ～

議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の原田利春委員および矢野英昭委員から報告をお願いします。

農業委員 (5番) 問題無いと思いまますので審議の方よろしく願いいたします。

推進委員 (5番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議
よろしくお願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。
続きまして付議案件③について事務局より説明をお願いしま
す。

事務局 では議案書の15ページから22ページをお開きください。
付議案件③農用地利用集積計画の承認についてでございます。
今回全137筆、合計217,559㎡となっております。満
期による契約の更新や耕作者の変更、新規の契約に伴う利用集
積計画となっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委
員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり
承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

続いて付議案件④を議題に供します。地区担当の安藤敏生委員および白石元弘委員から報告をお願いします。

農業委員
(2番) 先ほど現地を見ていただいた通り、問題無いとは言えません。非常に問題の多い農地ですが、審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員
(2番) 解決方法に不満はありますが、審議をお願いします。

議長 本案件は昔から問題案件ということで、遠賀町に他にも数件ある中の一つです。農業委員の最初の段階でいつも現地を見に行っていたところでもあります。やっと今回こういう形で解決ということになりました。松の本に1件、鬼津の方にも1件、尾崎に1件、色々と過去からの案件があります。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 こういった形で解決したいということで、生産組合長、農業委員、推進委員、安藤副会長、私と長時間検討しました。問題の山積した中での今回の解決策の提案となります。意見が無いようですので、これより採決に移ります。付議案件④非農地判断について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件④は承認されました。

それでは報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 報告案件①公共事業に関する農地転用についてでございます。

先ほどご説明して現地を見ていただいた通り、公共事業であり、築造した仮設道路を今後のため池の管理のために町道に転用して残すという案件ですので、こちらも問題ないと考えております。

議長 報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは報告案件②について事務局より説明をお願いします。

事務局 では議案書の29ページをお開きください。
報告案件②農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、耕作者の変更および契約内容の変更に伴う解約で、計15筆、合わせて14,087㎡が出てきております。

議長 報告案件②について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件についてです。まず①令和7年度最適化活動の目標の設定等の案についてでございます。お手元に資料をお配りしております。ホチキス留めの2枚紙をご覧ください。こちらについて簡単にご説明いたします。
まず1ページ目、農業委員会の状況についてでございます。1の農業委員会の現在の体制と2の農家、農地の概要につきまして、直近の農業センサスや農業委員会で確認しております。また、耕地および作付け面積統計は直近のものに基づいて変更しております。
次に裏面の2ページ目です。最適化活動の目標についてござ

います。1 最適化活動の成果目標のうち（1）農地の集積についてです。こちらは現状につきましては直近の状況を入れております。②目標につきましては、去年、一昨年もそうですが、農地集積の目標年度が10年度で集積率80%を目標に掲げております。10年度まであと4年間ありますので、現状の集積面積から80%になるまでにあとどれくらい集積の面積が必要かというのを計算しまして、それを4年で割った場合1年間に何ha集積が必要かを出して目標に設定しております。

次に真ん中の（2）遊休農地の解消についてでございます。現状および課題は、直近の令和6年のものを入れております。②目標について、ア既存遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における緑区分遊休面積の5分の1の面積を記入しています。令和3年度の状況を基に設定しておりますので、ここは去年と変わっておりません。一番下のイ新規発生遊休農地の解消については、緑区分の直近の遊休農地面積の5分の1を記入しております。

最後3ページ目です。（3）新規参入の促進についてです。①の現状および課題については、直近3年間の状況を書いております。②目標については直近3年の平均の1割以上を記入するようになっておりますので、これを計算して目標として掲げております。次に真ん中あたりの2最適化活動の目標です。

（1）の推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、例年どおり月10日を掲げさせていただいております。その下の（2）活動強化月間の設定目標および（3）新規参入相談会への参加目標、こちらについても例年どおりの目標を掲げさせていただいております。令和7年度の目標につきましては以上となります。

続きましてその他の案件②委員報酬の積立額の変更および支払回数の変更についてです。今現在支払回数は年4回、支払月が7月、10月、1月、4月となっております。今年度の途中から振込手数料が発生することになりまして、1回でも回数を減らすことによって、積立額に影響を及ぼさないようにということで年3回の8月、12月、4月に変更したいと思っております。よろしくお願いいたします。

その他の案件③潮抜きについてです。来月4月11日金曜日15時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

事務局 その他の案件については以上です。

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長 それでは以上をもって、第21回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 46分